

令和 6年 9月26日

姫路市高齢者スマートフォン購入助成事業実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市高齢者スマートフォン購入助成事業の実施に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年10月1日以後に、市長が指定する店舗（第5条において「指定店舗」という。）において、新たにスマートフォンを購入し、助成対象者名義で通信契約を締結した者（スマートフォン以外の端末からスマートフォンに機種変更する者を含む。）
- (2) 第5条第1項の規定による申請時に市内に居住し、かつ、住民登録がある満70歳以上の者
- (3) 姫路市フレイル予防及び認知症予防に資する健康ポイント事業実施要綱（令和6年9月18日制定。以下「健康ポイント事業実施要綱」という。）第4条第2項の規定により、健康ポイント事業実施要綱第2条第2号に規定するひめさんポ（以下「ひめさんポ」という。）の付与対象者と認められた者
- (4) 姫路市LINE公式アカウントの登録を行っている者
- (5) 本市が開催するスマホサロン、スマホ教室等に参加し、事業に関する説明を受けた者
- (6) 本市の市税に滞納がない者
- (7) この要綱による助成を受けていない者

(助成対象費用)

第3条 この要綱において、助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) スマートフォン本体（マイナンバーカードの読取りに対応したNFC搭載機種

に限り、中古品は除く。) 購入費

(2) 充電器購入費 (充電器がスマートフォン本体に付属していない場合であって、スマートフォン本体と同時に充電器 (1 台に限る。) を購入する場合に限る。)

(3) 契約事務手数料

(4) アカウント設定手数料 (アプリケーションをダウンロードする際に必要な登録を代行した場合に発生するものに限る。)

(5) データ移行手数料 (スマートフォン本体を機種変更する場合にデータ移行を代行した場合に発生するものに限る。)

2 助成対象費用を分割払で支払った場合は、助成の申請日までに支払った額を助成対象費用とする。

(助成)

第4条 この要綱による助成は、次条第3項の規定により助成の決定を決定した者に、助成対象費用の合計額 (当該額が1万円を超えるときは1万円とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。) に相当するひめさんポを100円につき100ポイント付与することにより行うものとする。

2 付与したひめさんポの取扱いについては、健康ポイント事業実施要綱第4条第6項及び第7項、第5条並びに第6条の規定を準用する。

(助成の申請及び決定)

第5条 この要綱による助成を受けようとする者は、指定店舗でスマートフォンを購入した後、姫路市オンライン手続ポータルサイトを用いて、次に掲げる内容を市長に申請しなければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 生年月日

(4) 助成対象費用の額

(5) その他市長が必要と認める内容

2 前項の規定による申請には、助成対象費用の内訳が分かる書類の写しを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で助成の可否を決定するものとし、助成を決定した者（以下「助成決定者」という。）にはひめさんポを付与し、助成をしない者には姫路市オンライン手続ポータルサイトを用いて、その旨を通知する。

（助成の決定の取消し）

第6条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった時には、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成決定者が偽りその他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) その他市長が助成を行うことが不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、付与したひめさんポを取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により付与を取り消したときは、その旨を助成決定者に通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し既に健康ポイント事業実施要綱第6条第1項の規定によりキャッシュレス決済ポイントに交換されているときは、付与したひめさんポに相当する金額を返還させるものとする。

（補則）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。